

水道メーター確認のお願い

市では月1回の検針時でしか、異常水量を判断できません。ただし、検針後すぐに漏水が発生し、次回の検針までに大量に漏水することも考えられます。メーターを通った水は、お客様の負担となりますので、日常での確認をお願いいたします。

確認方法

- ① 家の中の蛇口を全部閉める。
- ② 水道メーターの蓋を開け、パイロット(メーターの左側にある赤または銀色のもの)が回っているか調べる。少しでも回っていたら、漏水のおそれがあります。



漏水のおそれがあるときは

市給水工事指定業者へ漏水箇所の確認と修繕を依頼してください。

水道管の破裂や腐食などで漏水していた場合は、修繕後に減免申請を行えば上下水道料金を減額することができます。

☆減免には、一定の要件がありますのでお問い合わせください。

※お問い合わせは

料金業務課 ☎53-8431

市有地を売却します

市有地を一般競争入札により売却いたします。

公売物件

- ① 小島町地内(旧消防庁舎敷地) 宅地 1区画(準工業地域)
- ② 南ヶ丘町地内 宅地 1区画(都市計画区域内用途地域指定なし)
- ③ 北藤橋町地内(七尾市土地開発公社所有地) 宅地 1区画(近隣商業地域)

申込説明会

・日 時 11月17日(金) 10:00~

・会 場 本庁4階401会議室

☆現地説明会は行いませんので、ホームページ等を参考に各自で確認ください。

申込締切日時

11月24日(金) 15:00

入札日時

11月28日(火)

①、② 9:00

③ 14:00

会 場 本庁2階201会議室

☆入札当日は、見積金額の100分の5以上の入札保証金が必要。

その他

入札後の残存物件については随意契約(最低価格有り)とし、申込み先着順で売却します。

※お申し込み・お問い合わせは

総務課管財係 ☎53-1111

不法投棄、野外焼却は法律で禁止されています

法律で禁止されています

- ・ 事業活動で排出される産業廃棄物
 - ・ 日常生活から出る一般廃棄物
- これらの廃棄物を捨てることは禁止されています。

また、野外焼却(野焼き)も禁止されています。焼却は法令で定められた基準を満たした焼却設備で行なう必要があります。基準を満たしていない焼却炉や、簡易ゴミ焼却炉などは使用が禁止されています。

これらに違反した場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの併科、未遂も罰せられます。

◎焼却禁止の例外となる焼却

- ・ 慣習上または宗教上の行事のための焼却
 - ・ 農林漁業を営むのにやむを得ないものの焼却
 - ・ 日常生活での(草・枝)の焼却であつて、他人に迷惑のかららないわずかなもの
- なお、これらの焼却であつても周辺の状況などから、焼却の中止などを指導する場合があります。

※お問い合わせは

環境課 ☎53-8421

住宅用太陽光発電システム

設置事業費補助のお知らせ

地球温暖化防止をはじめとする環境保全の一環として、太陽光を利用したクリーンエネルギー導入を促進するため、住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費の補助制度を行っております。

対 象

自ら居住する市内の住居において、要件に合ったシステムを設置する方

補助経費

1kwあたり 33,750円(上限4kw)

※お問い合わせは

環境課 ☎53-8421

人権・同和問題講演会

「12月4日~12月10日は人権週間」

「育てよう 一人一人の人権意識

思いやりの心・かけがえない命を大切に」

日 時 12月3日(日)

13:00~ 表彰式および講演会

場 所 七尾サンライフプラザ

講演会

「夫のかわりはおりまへん」

講 師 江村 利雄氏

(前高槻市長)

入 場 料 無 料

☆市役所前からバス運行(12:30発)

※お問い合わせは

男女参画まちづくり課

☎53-1112